

平成30年7月2日

筑西市長 須 藤 茂 様

地方独立行政法人茨城県西部医療機構
評価委員会 委員長 落 合 聖 二

意見書

地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づく中期計画、法第56条第1項で準用する法第48条第2項の規定に基づく役員に対する報酬等の支給基準について、地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例（平成29年条例第21号）第1条の2第1号及び法第56条第1項で準用する法第49条第2項の規定に基づく地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 法第26条第1項の規定に基づく地方独立行政法人茨城県西部医療機構中期計画について、当該中期計画（案）に対する評価委員会での審議を十分に斟酌した内容となっており、妥当と認めますので、法人の申請に対し、認可することが適当であると認めます。
- 2 法第56条第1項で準用する法第48条第2項の規定に基づく役員に対する報酬等の支給基準について、当該支給基準（案）に対する評価委員会での審議を十分に斟酌した内容となっており、法第48条第3項の規定に照らして、適正であると認めます。

以上